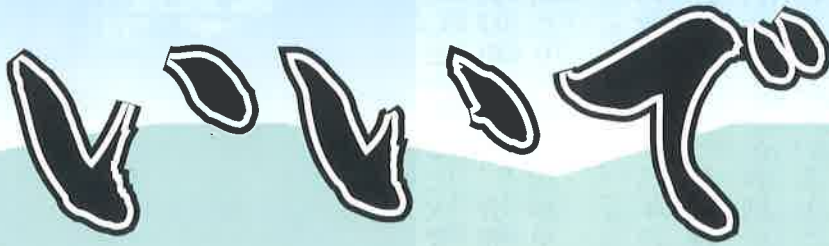
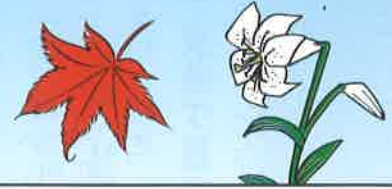


農委広報

《No.8》



平成21年8月10日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111(代)



中地区での農作業体験

日通の森「森林育成活動」農業体験

本町では日本通運株式会社との提携のもと、中津川小坂地内（フォルストいいで近く）で森林育成活動を開始して3年が経過し、延べ168名の社員とその家族の方をお迎えしました。この活動では、森林を保全管理する活動の他に、農業を体験するオプションメニューを用意し、希望された方に夏秋野菜の定植や、秋には収穫作業等を体験していただいております。

土に触れる機会の少ない都市部のお客様と、地元の農家の人々との交流を活性化させる事業として定着を目指しています。

会長 高橋 亨 一

夏祭りの音も近くに聞こえ、田んぼも間もなく出穂した稲穂におおいつくされ豊作の兆しが見られる季節となりました。

今回発行するまでに、相当な時間が経過してしまったこと大変申し訳なくお詫び申し上げ、会報八号の発行に当たり一言ご挨拶申し上げます。

昨年七月の改選は三十三年ぶりの選挙となり新たに十一名が選任され、公選四名の十五名体制で委員会の業務に携わっているとこ

です。スタートから多難な問題続きでしたが多くの町民の方々のお力添えをいただき、ようやく一年間を過ごさせていただきました。心から感謝申し上げます。

先月、先人が水田の水不足を解消しようと、大濁・小濁堰（現在の長井ダムに注ぐ支流の一つ）か



ら山添に水路を廻らせた跡地の踏査に参加し、この大事業に先人達が稲作にかけた情熱と農地を守り続けてきたことに改めて感動して来たところです。

年々厳しさを増す農業情勢、担い手、高齢化、耕作放棄地の問題等多様化する農業情勢に対して関係機関のお力添えを得ながら対処し、先人が守り続けてきた本町の農地を今後も委員会が継承して参ります。農業の更なる発展と、よりよい田園風景を残すため委員一同一丸となって力を傾注して参りますので、今後とも農業委員会にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



シリーズ「がんばっていきます！」

若手農業者

兄弟で農業に挑戦

高峰 伊藤儀宝・奨悟くん

両親と共に農業を頑張る伊藤儀宝（よしたか）さん奨悟（しょうご）さん兄弟。NHK大河ドラマ「天地人」直江兼続ゆかりの米沢へ観光のお客様が大勢いらっしやる今、更なる米沢牛ピーアルに「安心・安全」そして「旨い」米沢牛生産に頑張っている。

家族経営で水稲八ヘクタール、肥育牛三十五頭、繁殖牛五十頭、



子牛三十頭を飼育している。弟の奨悟さんは繁殖牛を担当し、新牛舎は農業技術普及課の指導を得て園芸用パイプハウスを利用した屋外設置型簡易育成施設（スパーカーフハッチ）を採用している。低コストで設置でき下痢などの疫病を大幅に低減できた。

兄の儀宝さんは北海道の学校で学び、調理師免許や食育インストラクターの資格も取得したが「故郷の田畑を守りたい」と農業の道を選んだ。二人とも農業の経験はまだ浅く、天候に左右される作物の栽培管理や「モー」としか言わない牛達の健康管理の難しさを痛感している『毎日が勉強です。』と語ってくれた。そんな頼もしく清々しい若者達、新聞テレビの取材も多い。二人とも好適年齢期、お嫁さん募集していまーす。

（編集委員 船山）

「農業委員として思うこと」

この一年間、現地視察、各種研修会等に参加させていただき、地域や農業の問題をいろいろな視点から学ぶことができました。今、日本の農業は混迷の途にありますが、町の現状も、高齢化と長期の減反政策で徐々に疲弊する農地と変貌する農村の実態です。私たちが子供の頃の自然環境はここ何十年の間に、驚くほど変わってしまいました。先代が里山を守り、田を守り、集落共同体が資源

「女性委員としての役割」

農地法が改正され農地の転用や貸借をはじめ農業生産法人制度、遊休農地対策等幅広い見直しが行われました。その中において地域、集落を守り農業の維持発展をさせるべく、女性農業委員としての役割を考えると、まだ一歩踏み出せないでいますが、女性ならではの活動で農業への理解を深めることをはじめ食育の推進にも手助けができればと思っ

遠藤 美佐子

の保全と管理のため営々と努力してきた村の財産が失われようとしております。田んぼを守ることは命を守ることと言えます。飯豊にはその名にふさわしい「豊穡な土地と水と空気」があります。子供たちに豊かな生活と安心を与えるためにも、非力ではありますが農業委員として任期を全うしたいと思っておりますので今後ともお力添えのほどよろしく願います。

高橋 幸子

経済不況から雇用問題でも農業を就業の場とする動きがでてきました。その追い風を一過性にとどめず、やる気のある人材を育てていくのも役割と考えています。まだまだ勉強不足であります。まだまだ勉強不足であります。が地域の方々、委員の方々のお力添えをいただきながら飯豊町の農業に貢献できたらと思っております。

注意

農地の転用には許可が必要です

☆農地転用とは

田や畑の農地を住宅や事務所・駐車場・資材置場・植木置場及び山林（杉の植栽等）など農地以外の用途に転換することをいいます。工事などで一時的に農地を資材置場等として使用するときも農地転用になります。

☆許可を受けるには

農地転用の許可を受けるには、農業委員会への申請が必要になります。

詳細は、農業委員会事務局と事前協議してください。

☆許可なく転用したら

無断で転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などを命ずることがあります。これに従わない場合には、罰則として3年以内の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる場合があります。（農地法第92条）

農地法許可申請締め切り日・総会開催予定表

（平成21年9月～平成22年3月）

許可申請締め切り日		総会予定日
9月	14日（金）	25日（金）
10月	14日（水）	26日（月）
11月	13日（金）	25日（木）
12月	14日（月）	25日（金）
1月	14日（木）	25日（月）
2月	12日（金）	25日（木）
3月	12日（金）	25日（木）

編集後記

食の安全・安心がクローズアップされているかたわら、国産農作物の自給率向上も全国的にさげばれ、国は打開策として耕作放棄地の再生利用交付金制度を始めました。真の農業政策を望みたいものです。

（編集委員）

松山寿一・井上禎夫

高橋善一・高橋亨一

公的年金で断然有利な 農業者年金に加入しましょう

- ◎農業従事者は誰でもOK
- ◎加入脱退が自由
- ◎途中で保険料の変更もOK
- ◎保険料は全て年金として受給
- ◎全額保険料が税金控除（社会保険料控除）
- ◎認定農業者には国庫補助
加入の申し込みや相談は
農業委員会（TEL 72-2111 内線 265）

全国農業新聞を読んでみませんか

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。

農業者の視点でわかりやすく伝えます。

- 発行日／毎週金曜日
- 購読料／1ヵ月600円（送料共）
- 問い合わせは、農業委員会事務局まで

認定農業者制度

この制度は、「効率的かつ安定的な農業経営体」を目指して、農業経営の改善を進めようとする農業経営者が「農業経営改善計画書」を町に提出し、認定を受けてから、その計画書が達成できるよう支援していく制度です。認定農業者への支援措置は次のようなものがあります。

(1) 農用地の利用集積の支援

農業委員会が農用地の利用集積のための調整をします。

(2) 農業機械リース・機械施設導入の補助

認定農業者に対して、リース時や購入時の補助を受けることができます。

(3) 農林漁業金融公庫等からの融資の配慮があります。

(4) 農業者年金加入の政策支援

認定農業者で青色申告をすると月額保険料の支援を受けることができます。

（月額6千円又は1万円の支援）